

J A M 政策NEWS

2003年6月5日 第2003-40号

【発行】J A M

【発行責任者】大山勝也

【編集】社会政策局

03-3451-2586

E-MAIL : syakai@jam-union.or.jp

衆院・厚生労働委員会 労基法改正法案修正の上、可決

「解雇できる」削除

6月4日、労基法改正案を審議している衆議院厚生労働委員会で、民主党、自由党および与党3党が、修正案を共同提案し、賛成多数で可決しました。修正案は、政府原案の「労働者を解雇できる」という文言を削除し、さらに3年有期契約では、1年経過すれば労働者は自由に退職できる暫定措置を講じるという内容です。また、付帯決議が提案され、賛成多数で可決しました。

参院ではさらに上積みをも！

私たちは、労基法改正案の抜本修正を求めて、職場決議、座り込み行動、国会請願デモ等を行いました。職業生活の根幹である「解雇」について、修正できたことは、私たちの行動に一定の成果があったといえます。

しかし、法案全体では、有期契約の契約期間の上限延長や裁量労働制の手続き要件緩和など多くの問題が残されています。今後審議の場は参議院に移りますが、残された課題を迫し、上積みを求めていかなければなりません。

労働基準法の一部を改正する法律案に対する修正案要綱要旨

1. 解雇は、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして、無効とする。
2. 期間の定めのある労働契約を締結した労働者は、労働契約の初日から1年を経過した日以後において使用者に申し出ることにより、いつでも退職することができる。

<付帯決議要旨>

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置及び特段の配慮を行うべきである。

1. 解雇ルールの策定は、使用者側に立証責任を負わせている現在の裁判上の「実務を変更するものではない」という立法者の意思・本法精神の周知徹底に努めること。
2. 労働契約期間の上限延長に当たっては、常用雇用の代替を加速させないよう配慮し、有期雇用の無限定な拡大につながらないよう十分配慮を行うこと。
3. 有期5年の対象労働者の範囲は、労働者を専門的な知識、技術、経験を必要とする業務に従事させる場合に限定すること。
4. 裁量労働制の適用事業場の拡大、手続き緩和が、サービス残業隠しに悪用されることのないよう、適用対象事業場の基準を設け、対象業務は当該事業場全体の運営に「影響を及ぼすもの」にすること。
5. 裁量労働制を導入した事業場に対し、指導・監督を徹底し、過労死防止のための必要な措置を講ずること。
6. 企画業務型裁量労働制の導入にあたって、未組織労働者が多い中小企業においても、労使委員会が適正に設置・運営されるよう十分な配慮を行うこと。

など、計9本